

三郷市一般廃棄物処理基本計画(見直し計画)

【概要版】

一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。計画期間は10年から15年程度で、概ね5年ごとに見直すことを基本とし、法体系や社会情勢の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行うこととされています。

本市では令和2(2020)年3月に一般廃棄物処理基本計画(全体計画)を策定しましたが、5年が経過し、令和7(2025)年度に中間目標年度を迎えました。また、全体計画策定からこれまでの間に、国や県、本市内のごみ処理に関する情勢に様々な変更が生じています。

このため、見直し計画として、中間目標について評価を行うとともに、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの後期計画を策定するものです。



ごみ処理基本計画

■ 基本目標

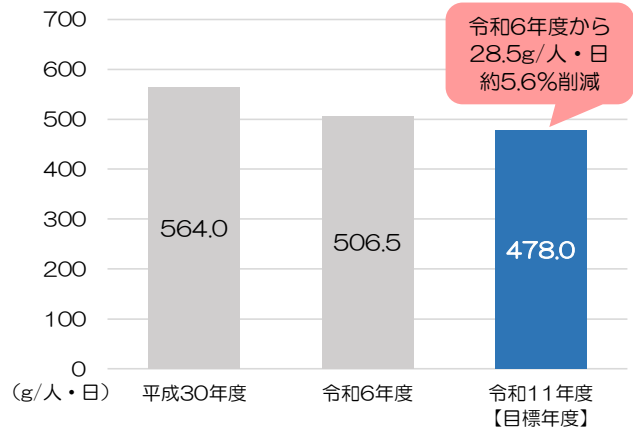
基本理念		日常生活の中で省資源、省エネルギー等の環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靱な処理体制づくりを市民、事業者、市が一体となって目指します。
基本方針	方針1：5Rが根付いた地域社会の形成	<ul style="list-style-type: none">ごみの発生・排出をできる限り抑制(リデュース・リフューズ)します。ごみとして排出する前に再使用(リユース・リペア)します。ごみを排出する場合には原材料としてリサイクルし、直接リサイクルすることが困難なごみはサーマルリサイクルします。
	方針2：市民・事業者・市の役割分担とパートナーシップによる地域循環の推進	<ul style="list-style-type: none">市民は、環境配慮型の生活様式を選択します。事業者は、製品が廃棄された後まで責任を持ちます。市は、3者のパートナーシップに基づいて連携、協働する協力関係を構築するほか、環境教育、意識啓発に取り組みます。
	方針3：安心・安全で環境負荷が少なく、強靱な処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none">ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します。経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します。被災時においても適切な対応ができるよう、強靱なごみ処理体制の構築を目指します。

■ 数値目標

目標 1：家庭ごみ排出量

令和 11（2029）年度までに
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量
（資源物を除く）を
478.0 g/人・日以下とします。

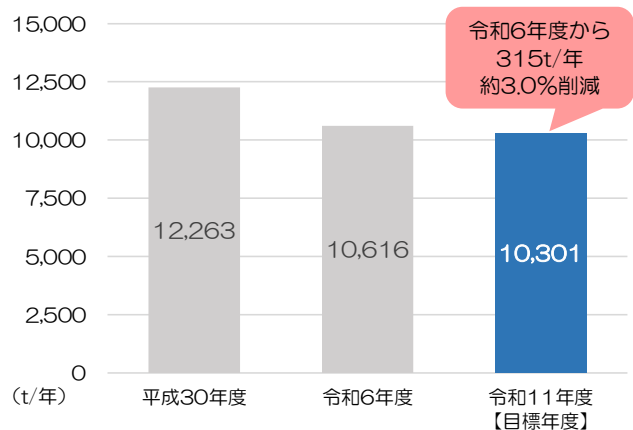
※国の「廃棄物処理基本方針（R7.2 改正）」の目標値【R12 に 478g/人・日以下】に準じて設定しています。



目標 2：事業ごみ排出量

令和 11（2029）年度までに
事業ごみ排出量（資源物を含む）を
10,301 t/年以下（H30 比 16%削減）
とします。

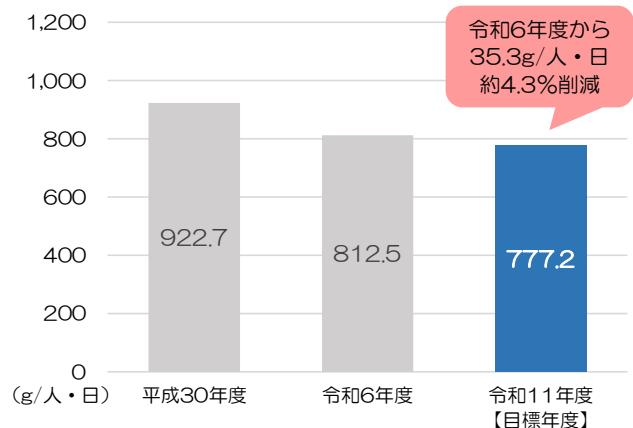
※埼玉県の「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（R3.3 策定）」の目標値【R7 に H30 比 16%削減】に準じて設定しています。



目標 3：総排出量

令和 11（2029）年度までに
1人1日あたりの総排出量
（資源物を含む）を
777.2 g/人・日以下とします。

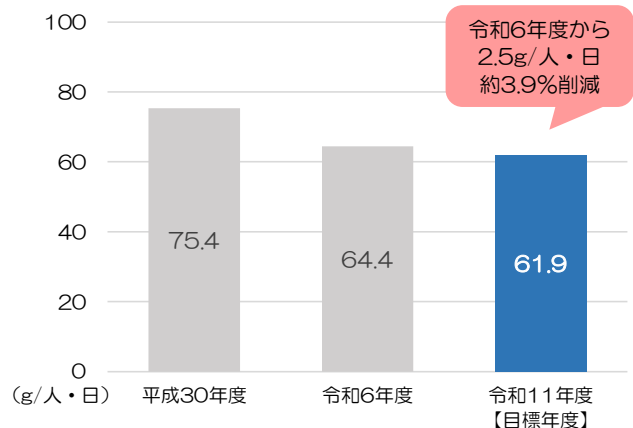
※目標 1,2 の達成により達成される値です。
これにより国の「廃棄物基本方針（R7.2 改正）」の目標値【総排出量削減率が R12 に R4 比 9%削減】も達成されます。



目標 4：最終処分量

令和 11（2029）年度までに
1人1日あたりの最終処分量を
61.9 g/人・日以下とします。

※目標 1,2 の達成により達成される値です。
これにより国の「廃棄物基本方針（R7.2 改正）」の目標値【最終処分量削減率が R12 に R4 比 5%削減】も達成されます。



■ 目標達成のための主な取組

主な取組		概要
抑制	食品ロス削減についての広報、啓発	<p>もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみに含まれている資源物の分別強化及び資源化を促進することで、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を図ります。</p> <p>特に、「食品ロス削減推進法（R1.10施行）」及び「プラスチック資源循環法（R4.4施行）」を受けて、食品ロス・生ごみ及びプラスチック類の発生・排出抑制、資源化を強化します。</p> <p>また、市民へはものを買わない・捨てない環境配慮型の生活様式への移行を、事業者へはリサイクルしやすい製品の開発等を促進します。</p>
抑制	生ごみ等の水切りの徹底	
抑制	生ごみ処理容器等の利用／堆肥化等の促進	
抑制	生ごみ・食品ロス削減システムの構築促進（事業者）	
資源	生ごみの資源化促進（事業者）	
抑制	使い捨て製品やレジ袋の使用抑制	<p>1日で約18gの削減</p> <p>1回で約5gの削減</p> <p>菓子箱 1個で約20gの資源化</p>
抑制	プラスチック類の発生抑制・適正排出の促進	
資源	紙類／小型家電の資源化促進	
抑制	紙類の発生抑制・資源化の促進（事業者）	
抑制	大量排出事業者によるごみ削減の促進（事業者）	
抑制	再使用（リユース、リペア）の促進	<p>再使用（リユース、リペア）の促進</p> <p>レンタル・シェアリング・サブスクリプションの利用促進</p> <p>拡大生産者責任の普及啓発（事業者）</p>
抑制	レンタル・シェアリング・サブスクリプションの利用促進	
抑制	拡大生産者責任の普及啓発（事業者）	
収集	分別の徹底	
収集	集積所の適正管理	
収集	転入者、集合住宅入居者、外国人居住者等への啓発	<p>集積所の監視や、転入者、集合住宅入居者、外国人への「ごみと資源の分け方・出し方」冊子の配布等により、集積所での分別排出を促進します。</p>
抑制	5Rについての情報提供の推進	<p>HPや広報による情報発信に加え、子どもだけではなく大人も対象とした環境学習・環境教育の実施により、5Rについての意識啓発を推進します。</p>
抑制	環境学習・環境教育の推進	
資源	充電式電池の回収・資源化促進	<p>近年増加している、リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する、ごみ収集車両やごみ処理施設での火災対策として、充電式電池の回収を促進します。</p>
中間	災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築	<p>被災時においても災害廃棄物の処理を円滑に行うため、施設の強靱化に加え、他自治体や民間事業者と協定を締結することにより処理体制を構築します。</p>
中間	廃棄物処理施設の強靱化	
中間	広域処理体制の構築	
収集	収集運搬事業者との連携（災害時の対応）	
中間	東埼玉資源環境組合のごみ処理施設の運営、維持管理	<p>安定処理に向けて、適切な維持管理や、老朽化した施設の更新を推進します。</p> <p>組合施設の更新にあたり、構成市町と足並みを揃え、家庭ごみ有料化やプラスチック類の資源化について検討します。</p>
中間	本市の不燃物処理場の運営、維持管理	
抑制	家庭ごみ有料化の検討	
資源	新たな分別品目の設定及びリサイクルルートの確保	

※抑制：発生・排出抑制計画、 資源：資源化計画、 収集：収集運搬計画、 中間：中間処理計画

生活排水処理基本計画

■ 基本目標

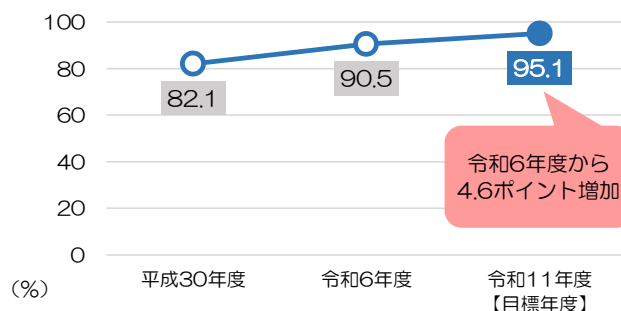
基本方針	方針1：生活排水未処理の削減	<ul style="list-style-type: none">単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽利用者の合併処理浄化槽設置への転換を促進します。下水道の整備を推進します。
	方針2：効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理システムづくり	<ul style="list-style-type: none">し尿及び浄化槽汚泥の減少に向けて、東埼玉資源環境組合と連携し、効率的な処理システムづくりを推進します。
	方針3：市民・事業者・市の協働による水環境の保全	<ul style="list-style-type: none">豊かな水環境の保全のため、市民、事業者、市で協働して生活排水処理対策に取り組みます。

■ 数値目標

目標：生活排水処理率

令和11（2029）年度までに
生活排水処理率を **95.1 %以上** とします。

※市の「中川流域関連三郷公共下水道事業計画（R6.3策定）」の目標値【R31に100%】を達成するよう設定しています。



■ 目標達成のための主な取組

主な取組		概要
処理	公共下水道の整備	公共下水道を整備し、整備区域については接続率を向上させるとともに、合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水処理率の向上を図ります。
処理	下水道接続率の向上	
処理	合併処理浄化槽の普及、管理	
啓発	水環境に係る意識の高揚	環境教育の実施により、水環境の保全や生活排水の処理についての意識啓発を推進します。
啓発	環境教育の推進	

※処理：生活排水の処理計画、 啓発：広報、啓発

計画の推進体制

PDCA サイクル（Plan：計画策定・改定、Do：施策の実施、Check：進捗評価、Act：見直し）により、施策（取組）を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指します。

三郷市一般廃棄物処理基本計画（見直し計画）【概要版】

令和8（2026）年3月発行

三郷市 市民生活部 クリーンライフ課 環境政策室
〒341-8501 三郷市花和田648番地1
TEL：048-930-7715
FAX：048-953-7115
E-mail：kankyou@city.misato.lg.jp

